



《平成28年度税制改正抜粋》

◎企業版ふるさと納税の創設

法人が一定の都道府県・市町村に対して行う寄付について、従来の寄附金税制に加えて、税額控除も受けられるようになります。

(規定の範囲内でお礼も認められます)

◎クレジットカードによる納付

国税について、クレジットカードで納付することが今後可能となります。

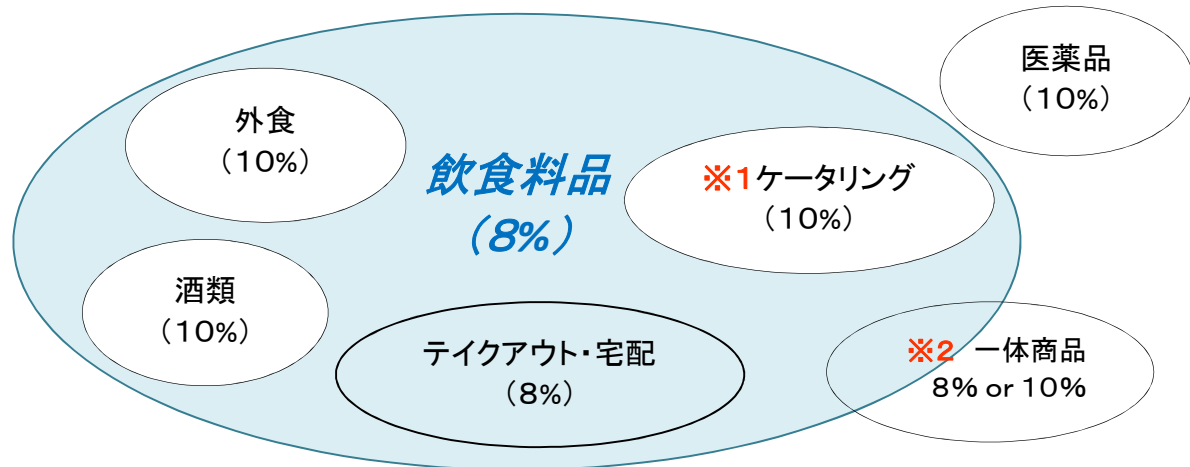
◎消費税軽減税率の導入、対象品目の決定

導入日 消費税の引き上げと同日

対象品目 ①酒類・外食を除く飲食料品

(酒・外食→10% その他の飲食料品→8%)

②新聞 (週に二回以上発行する、定期購読のもの)



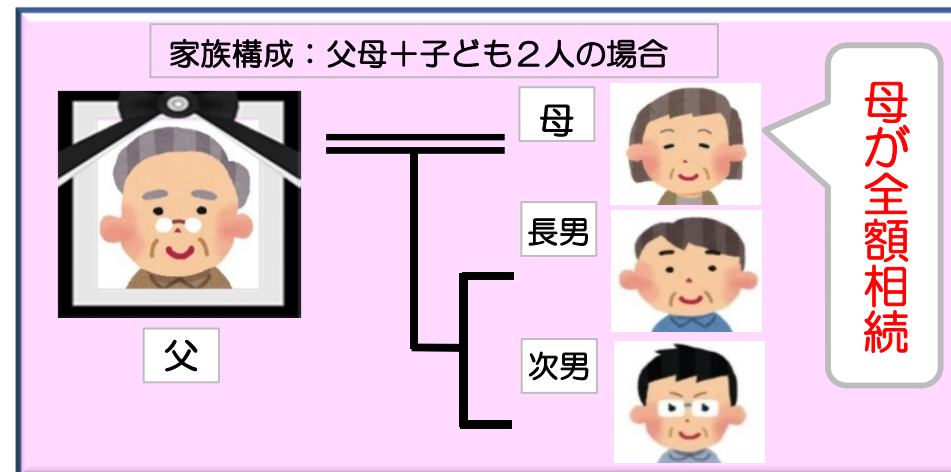
※1 ケータリング：相手方の注文に応じて、指定された場所で調理などを行うもの

※2 一体商品：おもちゃ付きお菓子など、食品とそれ以外の商品があらかじめ一体になっているもの
(価額1万円以下など、対象になる条件がある)

『改正税法の手引き』がお手元に届きましたら、そちらも合わせてご覧下さい。

《 相続税 ～うちって相続税ってかかるの?～ 》

◎ケース2 「母が全額相続した場合、相続税はどうか?」



父名義の遺産が、預貯金・不動産など合わせて1億円と仮定すると・・・

遺産	1億円
配偶者控除	▲1億6,000万円
課税遺産額	0万円

この場合は**相続税はかからない!!**

配偶者控除の1億6,000万円が適用されます。

※ここでいう配偶者は内縁関係にある妻や愛人は含まれません。

次回予告!!
「母が亡くなり、子2人が相続した場合の相続税額は?」

※一般的な家族構成と遺産額の設定は、わかりやすい数字を使用しました。

家族構成によって基礎控除の額などが変わりますので、詳細を知りたい方は担当まで。

